

京都大学における法人文書の管理に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(総括文書管理者)</p> <p>第10条 本学に、法人文書の管理を円滑に行うため、総括文書管理者を置き、総務担当の理事をもって充てる。</p> <p>2 総括文書管理者は、次の各号に掲げる業務その他の本学における法人文書（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）第2条第2項に規定する保有個人情報が記録されているものを除く。）の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総括文書管理者)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 総括文書管理者は、次の各号に掲げる業務その他の本学における法人文書（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）第2条第2項に規定する保有個人情報及び京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程（平成27年達示第49号）第2条第5項に規定する保有特定個人情報が記録されているものを除く。）の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年10月1日から施行する。</p>